

継続

| | |
|--------|-----------------|
| 原議保存期間 | 5年(令和8年3月31日まで) |
| 有効期間 | 一種(令和8年3月31日まで) |

各都道府県警察の長
各方面本部長 殿
(参考送付先)
各管区警察局広域調整担当部長

警察庁丁暴発第94号
令和3年3月16日
警察庁刑事局組織犯罪対策部
暴力団対策課長

採石業及び砂利採取業からの暴力団排除の推進について

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成27年法律第50号。いわゆる第5次地方分権一括法）が本年6月19日に成立し、同法による改正後の採石法（昭和25年法律第291号）及び砂利採取法（昭和43年法律第74号）において、採石業及び砂利採取業（以下「採石業等」という。）の登録の拒否要件等に暴力団排除条項が整備され、本年12月26日に施行されることから、各都道府県警察にあっては、都道府県との緊密な連携の下、採石業等からの暴力団排除の推進に努められたい。

記

1 概要

採石業又は砂利採取業を行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならないが、今般の法改正に伴い、採石業等の登録の拒否要件、取消し要件等に暴力団排除条項が盛り込まれたもの。

2 暴力団排除条項の内容

(1) 業の登録に係る拒否要件（採石法第32条の4関係、砂利採取法第6条関係）

採石業等の登録に係る拒否要件は以下のとおりである。

ア 暴力団員又は暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)

イ 法人であつて、その業務を行う役員のうち暴力団員等に該当する者があるもの

ウ その事務所ごとに、次に掲げる者であつて暴力団員等に該当しないものを採石業務管理者（砂利採取業務主任者）(※)として置いていない者

(ア) 採石業務管理者試験（砂利採取業務主任者試験）に合格した者

(イ) (ア)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると都道府県知事が認定した者

エ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

※ 採石業務管理者（砂利採取業務主任者）は、採取計画の作成及び変更に参加し、岩石（砂利）採取場において、認可採取計画に従って岩石（砂利）の採取及び災害の防止が行われるよう監督する等の業務を行う（採石法施行規則第8条の6関係、砂利採取業者の登録等に関する規則第7条関係）。

(2) 業の登録に係る取消し要件（採石法第32条の10関係、砂利採取法第12条関係）

都道府県知事は、業の登録を受けた者が(1)の拒否要件に該当することとなったときは、当該登録を取り消すことができることとした。

3 都道府県警察の対応

(1) 都道府県からの照会に対する回答

採石業又は砂利採取業の登録を受けようとする者若しくは採石業又は砂利採取業の登録を受けた者が、拒否要件に該当するか否かを確認する必要がある場合は、都道府県で採石業等の登録を主管する課の長（以下「登録主管課長」という。）から都道府県警察の暴力団対策を主管する課の長（以下「暴力団対策主管課長」という。）に対して照会が行われることから、照会を受けた暴力団対策主管課長は、「暴力団排除等のための部外への情報提供について」（平成25年12月19日付け警察庁丙組企分発第35号、丙組暴発第13号）に基づき、適切に対応すること。

なお、文書により回答を行う場合には、別添1「回答書」を使用すること。

(2) 都道府県に対する通知

暴力団対策主管課長は、上記(1)による照会のほか、採石業又は砂利採取業の登録を受けた者が、拒否要件に該当する事実を把握した際は、登録主管課長に対する積極的な通知を行うこと。

なお、文書により通知を行う場合には、別添2「通知書」を使用すること。

4 留意事項

(1) 適切な保護措置等

登録の拒否や取消し等を行う際に都道府県の担当者から相談等を受理したときは、適切な指導、助言等を行うとともに、関係者の保護等必要な措置を講ずること。

(2) 積極的な事件化

採石法及び砂利採取法では、無登録営業、変更の届出義務違反等に罰則規定が設けられていることから、これらに該当する事実を把握したときは、積極的に事件化を検討すること。

【継続措置状況】

初回発出日：平成27年12月4日

（有効期間：平成33年3月31日）

別添1～2については省略